

船橋市老人福祉施設大規模修繕事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、社会福祉法人が、船橋市内の既存老人福祉施設を老朽化等のために改修する場合、その経費に対し予算の範囲内において、船橋市補助金等の交付に関する規則（昭和56年規則第50号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき補助金を交付する。

(対象施設)

第2条 この補助金の対象となる施設は、船橋市内に開設されており、なおかつ開設後満10年以上を経過した特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、ケアハウスとする。

(対象事業)

第3条 対象事業は、次のとおりとする。

- (1) 一定年数を経過して使用に耐えなくなり、改修が必要となった浴室、食堂等の改修工事や外壁、屋上等の防水工事等施設の改修工事。
- (2) 一定年数を経過して使用に耐えなくなり、改造が必要となった給排水設備、電気設備、ガス設備、冷暖房設備、消防用設備等の改造工事。

(補助基準)

第4条 補助基準は次のとおりとする。

- (1) 対象事業費が2,000万円を超える事業であること。
- (2) 改修・改造工事が、建物の維持管理の義務を怠ったことに起因したものではないこと。
- (3) 改修・改造工事が設計の不備又は工事施行の粗漏に起因したものではないこと。
- (4) 当該施設が、本補助金および、国通知「社会福祉施設等施設整備費及び社会福祉施設等設備整備費の国庫負担（補助）について」の「大規模修繕」の整備区分に基づいた国庫補助の対象になったことがないこと。
- (5) 建物の規模、構造（施設の機能を著しく変更しない程度の軽微な変更を除く。）を変更しないこと。

(予備相談)

第5条 補助を受けようとする者は、事業を行おうとする前年度の8月末日まで（※）に、市長に予備相談書（別記第1号様式）を提出しなければならない。（※ ただし、平成19年度事業分については、10月末日とする）

(補助対象法人の選定)

第6条 予備相談書を提出した法人が複数あった場合には、協議書を比較し、大規模修繕事業対象施設の開設年度がより古い施設を優先する。

(交付額の算定方法)

第7条 交付額は対象事業費の実支出額の2分の1とし、1,000万円を上限とする。

(交付の対象外費用)

第8条 次に掲げる費用は、補助金の対象としない。

- (1) 設計監理料等の工事事務費
- (2) 外構整備に要する費用
- (3) その他改修・改造工事費として適当と認められない費用

(申請)

第9条 補助金の交付を申請しようとするときは、交付申請書（別記第2号様式）を市長に提出しなければならない。

- 2 申請者は、前項の規定により申請するに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税仕入控除税額」という。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（交付可否の決定）

第10条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、交付の可否を決定するものとする。

- 2 市長は、第9条第2項ただし書の規定による交付の申請がなされたものについては、補助金の額の確定において当該補助金に係る消費税仕入控除税額を減額する旨の条件を付して、交付の決定を行うものとする。

（交付の条件）

第11条 補助金の交付に必要な条件は次のとおりとする。なお、補助金の交付後、いずれかの条件に違反したことが判明した場合、補助金を全額返還させるものとする。また、市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがある。

- （1）事業を中止し、又は廃止するときは、市長の承認を受けなければならない。
- （2）事業が予定の期間内に完了しないとき又は当該事業の遂行が困難となったときは、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。
- （3）事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める耐用年数を経過するまで、市長の承認を受けずに、この補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し、又は廃棄してはならない。
- （4）事業を行うために改修・改造工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該改修・改造工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。
- （5）改修・改造工事を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど、船橋市が行う契約手続きの取り扱いに準拠しなければならない。
- （6）事業により取得し又は効用の増加した財産については、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- （7）事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保管しておかななければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した単価30万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める耐用年数を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならない。

（実績報告）

第12条 実績報告をしようとするときは、事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、実績報告書（別記第3号様式）を市長に提出しなければならない。

- 2 第9条第2項ただし書の規定による交付の申請がなされたものについては、補助事業者が前項の規定による実績報告を行うに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合には、当該消費税仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(額の確定)

第13条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、その内容を審査し、交付すべき補助金の額を確定するものとする。

(消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第14条 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合(仕入控除税額が0円の場合を含む。)は、船橋市老人福祉施設大規模修繕事業補助金に係る消費税仕入控除税額報告書(第4号様式)により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度の6月30日までに市長に報告しなければならない。ただし、当該補助金に係る消費税仕入控除税額を減額して実績報告を行った場合には、この限りでない。

なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部(又は一支社、一支所等)であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部(又は本社、本所等)で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、当該補助金に係る消費税仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を市に返還しなければならない。

附 則

この要綱は、平成18年10月2日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年10月26日から施行する。

第1号様式

船橋市老人福祉施設大規模修繕事業予備相談書

船橋市老人福祉施設大規模修繕事業について、以下のとおり予備相談します。

年 月 日

船橋市長 あて

所在地
名称
代表者氏名

事業計画概要

1 施設の名称及び所在地

2 主な改修・改造箇所

3 施設の構造及び規模

- (1) 敷地面積 m^2
- (2) 敷地の所有関係 (借地、自己所有の別)
- (3) 構造 造 階建て
- (4) 延べ床面積 m^2
- (5) 定員 名 (名 × ユニット)

4 建物の履歴

5 事業費

改修・改造費 円

6 財源内訳

市補助金 円
設置者負担金 円
(内訳) 一般財源 円
借入金 円
その他 円
合計 円

7 施工期間

契約予定年月日
着工予定年月日
完成予定年月日

第2号様式

船橋市老人福祉施設大規模修繕事業補助金交付申請書

年 月 日

船橋市長 あて

所在地
申請者 名称
代表者名

船橋市老人福祉施設大規模修繕事業を実施したいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 経費所要額調書
- 2 事業計画書
- 3 添付書類

- (1) 収入支出予算書抄本
- (2) 建築基準法第6条第1項による確認申請書及び確認済証（ある場合）
- (3) 建物の配置図、平面図（その他改修個所が分かる図面）
- (4) 契約書及び内訳書の写し
- (5) 工事着工前の改修個所の写真
- (6) その他市長が必要と認める資料

- 4 消費税の適用に関する事項（該当するものに☑）

- (1) 補助金交付額の算定
 - 消費税額を補助対象経費に含めないで補助金交付額を算定
 - 消費税額を補助対象経費に含めて補助金交付額を算定
- ※確定申告により仕入税額控除した消費税に係る補助金相当額が確定後、「消費税仕入控除税額報告書」の提出が必要となります（返還額が0円の場合も含む）。
- (2) (1)で「消費税を補助対象経費に含めて補助金交付額を算定」を選択した理由
 - 免税事業者である
 - 簡易課税事業者である
 - 消費税法別表第3に掲げる法人等であって特定収入割合が5%を超える
 - その他（ ）

事業計画書

1 施設の名称及び所在地

2 主な改修・改造箇所

3 施設の構造及び規模

- (1) 敷地面積 m^2
- (2) 敷地の所有関係 (借地、自己所有の別)
- (3) 構造 造 階建て
- (4) 延べ床面積 m^2
- (5) 定員 名 (名 × ユニット)

4 建物の履歴

5 事業費

改修・改造費 円

6 財源内訳

| | |
|-----------|---|
| 市補助金 | 円 |
| 設置者負担金 | 円 |
| (内訳) 一般財源 | 円 |
| 借入金 | 円 |
| その他 | 円 |
| 合計 | 円 |

7 施工期間

契約 (予定) 年月日
着工 (予定) 年月日
完成 (予定) 年月日

第3号様式

船橋市老人福祉施設大規模修繕事業補助金実績報告書

年 月 日

船橋市長 あて

所在地
名 称
代表者氏名

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった船橋市老人福祉施設大規模修繕事業補助金に係る事業実績について、下記の書類を添えて報告します。

記

- 1 経費所要額精算書
- 2 事業実績報告書
- 3 添付書類

- (1) 収入支出決算書（見込み）抄本
- (2) 建築基準法第7条第5項による検査済証（ある場合）
- (3) 建物の配置図、平面図、立面図
（交付申請書に添付した書類と変更がない場合は省略できる。）
- (4) 工事の完成を確認できる全景及び室内主要部分の写真
- (5) その他参考となる資料

事業実績報告書

1 施設の名称及び所在地

2 主な改修・改造箇所

3 施設の構造及び規模

| | |
|-------------|----------------|
| (1) 敷地面積 | m ² |
| (2) 敷地の所有関係 | (借地、自己所有の別) |
| (3) 構造 | 造 階建て |
| (4) 延べ床面積 | m ² |
| (5) 定員 | 名 (名 × ユニット) |

4 建物の履歴

5 事業費

| | |
|-----|---|
| 改修費 | 円 |
|-----|---|

6 財源内訳

| | |
|-----------|---|
| 市補助金 | 円 |
| 設置者負担金 | 円 |
| (内訳) 一般財源 | 円 |
| 借入金 | 円 |
| その他 | 円 |
| 合計 | 円 |

7 施工期間

契約年月日

着工年月日

完成年月日

第4号様式

船橋市老人福祉施設大規模修繕事業補助金に係る消費税仕入控除税額報告書

年 月 日

船橋市長 あて

所在地
名 称
代表者氏名

年 月 日付 第 号により交付決定があった船橋市老人福祉施設大規模修繕事業補助金について、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金交付確定額 金 円
- 2 確定申告により確定した船橋市老人福祉施設大規模修繕事業補助金に係る消費税仕入控除税額（※消費税の申告義務がない場合も0円と記載すること） 金 円

※0円の場合はその理由について☑

- 消費税の申告義務がない
- 簡易課税方式による申告を行っている
- 消費税法別表第3に掲げる法人等であって特定収入割合が5%を超える
- その他（返還額算出シートによる計算の結果、返還額が0円だった場合など）

3 添付資料

・返還額算出シート

（申告義務がない、簡易課税方式、消費税法別表第3に掲げる法人等であって特定収入割合が5%を超える事業者は添付不要）

・別添添付書類チェック表及び該当書類のとおり